外国法人等	議決権の総数の1000分の１以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者） (F)							
合　　計								

（注１）　外国法人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者をいう。

（注２）　(A)の欄は、イの（注５）に準じて記載すること。

（注３）　(B)から(E)までの欄は、(ア)の（注４）から（注７）までに準じて記載すること。

（注４）　備考の欄は、イの（注７）(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。

（注５）　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注６）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(4)・(5)　略］

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏　名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					□有　□無	□有　□無	

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注２）　特定役員とは、表現の自由享有基準第２条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が３分の１を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

（注３）　［略］

（注４）　［略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

［(4)・(5)　同左］

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏　名	住　所	役　名	担当部門	兼　職	備　考

［新設］

［新設］

（注１）　［同左］

（注２）　［同左］

（注３）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注２）に準じて記載すること。